



日青協ホームページにカラーで掲載しています。また、内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。 <http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

ベトナム産カッチュウ種のマンゴウの公聴会

平成27年9月11日(金)14時から三番町分庁舎において、ベトナム産カッチュウ種のマンゴウの条件付解禁に係る公聴会が開催された。ベトナムにはミカンコミバエ種群及びウリミバエが発生しているため、我が国はミバエ類の寄生する生果実を輸入禁止としている。

今般、ベトナム側は蒸熱処理によるミバエ類の殺虫技術を開発し、その試験データについて、我が国の専門家が確実にミバエ類を殺虫できることを確認したため、規則等の改正を行うこととしたとの説明があった。処理温度は47℃で20分となっている。

ベトナムにおけるカッチュウ種のマンゴウの収穫時期は地域により異なるものの、10月から6月ごろとなっている。

公聴会においては日青協を含めて2名の公述人が公述を行い、いずれも賛成であった。このため、パブリックコメントの結果ともあわせて規程等の改正が行われるとの説明があった。



公聴会において、説明を行う
島田植物防疫課長



「カッチュウ種のマンゴウ」 資料:農林水産省より

※平成27年9月17日付け官報に掲載されました。公布の日(9月17日)から施行されます。

<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/Zyoukentuki/20150917.html>

MAFF

ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実の輸入解禁に係る蒸熱処理殺虫技術の開発

ミカンゴミバエ *B. carambolae*



体長7mm位の小型のハエの一種で、かんきつ類等の生果実の害虫

【発生地】
ベトナム、中国、タイ、ハワイ等

【主な寄主植物】
マンゴウ、かんきつ類、パパイヤ等

MAFF

ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実の輸入解禁に係る蒸熱処理殺虫技術の開発

ウリミバエ



体長8mm位の小型のハエの一種で、うり類等の生果実の害虫

【発生地】
ベトナム、中国、タイ、ハワイ、エジプト等

【主な寄主植物】
マンゴウ、きゅうり、メロン、パパイヤ等

セグロモミバエ (ベトナムが自主的に試験を実施)



体長8mm位の小型のハエの一種で、マンゴウ、グワバ等の生果実の害虫

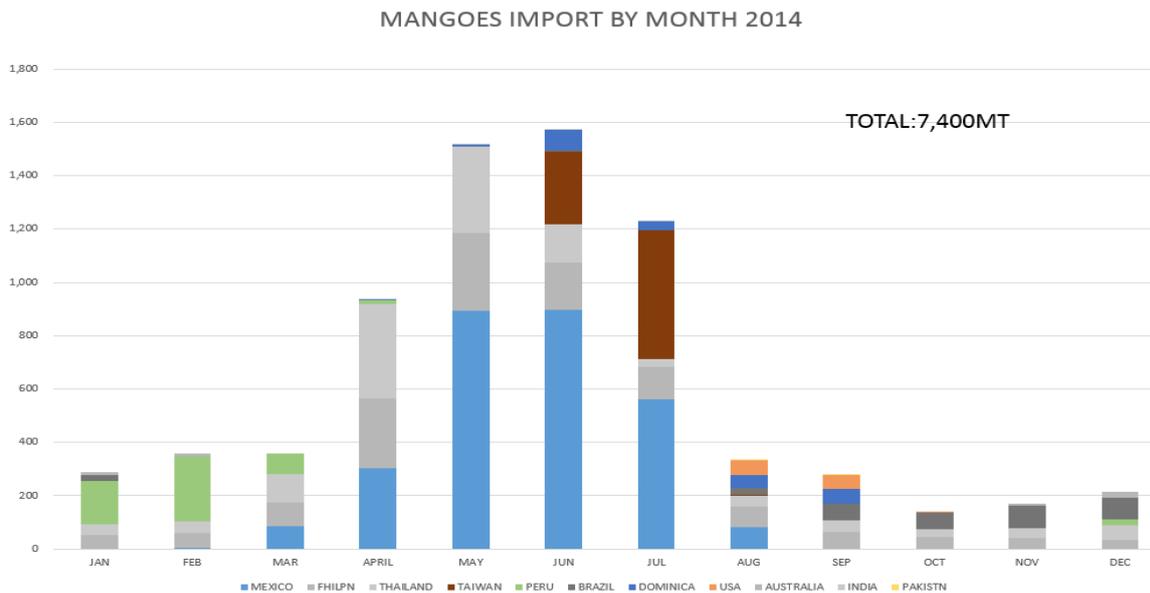
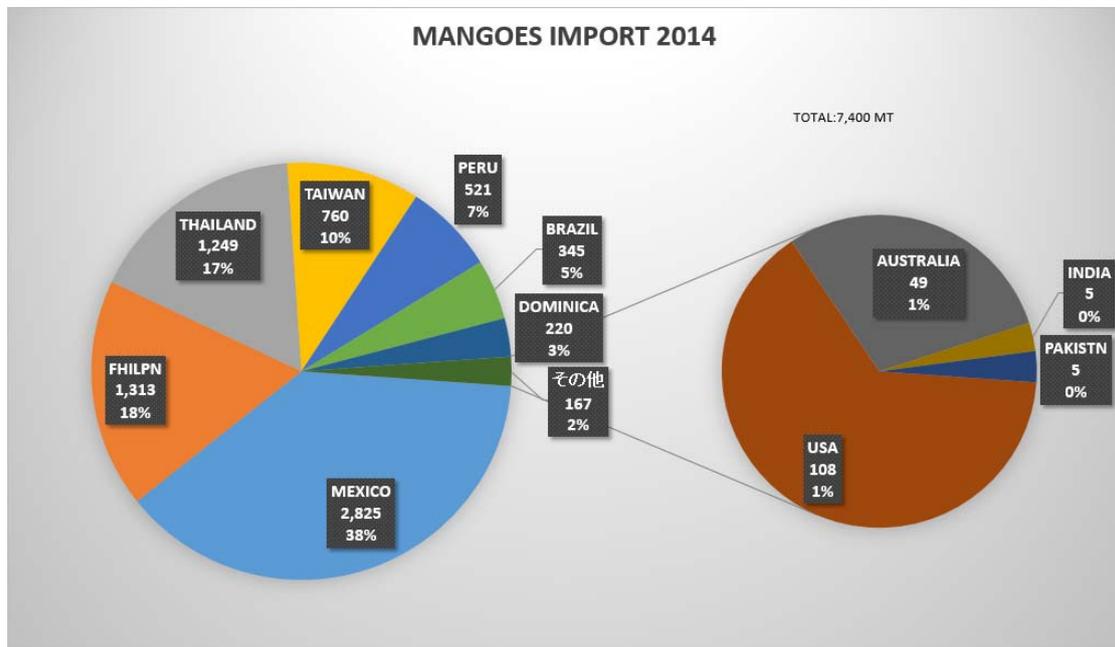
【発生地】
ベトナム、中国、タイ等

【主な寄主植物】
マンゴウ、グワバ、パパイヤ等

資料:農林水産省より。

マンゴウの輸入量 2014年

資料:植物検疫統計



輸出総合サポートプロジェクト

※詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/pdf/tosyo_gaisan_youkyuu_28.pdf

【1, 573(1, 381)百万円】

対策のポイント

日本貿易振興機構(JETRO)への補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを強化します。

<背景／課題>

「日本再興戦略」において、2020年(平成32年)の農林水産物・食品の輸出額目標1兆円(現状6,117億円)を前倒して実現することを目指しており、これを達成するためには、国別・品目別輸出戦略を踏まえ、品目別輸出団体の取り組みと連携して、商流を一層拡大していくことを必要としています。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

6,117億円(平成26年)→中間目標:7,000億円(平成28年)

→1兆円水準(平成32年)

<主な内容>

輸出に取り組む事業者に対し、JETROが以下の取組を通じて継続的かつ一貫したビジネスサポートを提供します。

1. 事業者サポート体制の強化

307(384)百万円

(1) 海外プロモーター、課題別専門家の設置

新興市場(ベトナム、インドネシア、中東など)の開拓に向け、海外に在住し事業者へのアドバイス等を行う海外プロモーターを設置するほか、新たな課題(ハラール、GI等)に対応する専門家を設置します。

(2) 輸出セミナーの開催、商談スキル向上研修の実施

輸出の裾野拡大のためのセミナーに加え、新たな課題(ハラール、GIを活用したブランド化推進等)に対応したセミナーを開催する。

(3) 輸出プロモーターの設置

農林水産物等の輸出についての知見を有する輸出プロモーターを設置し、輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘するとともに、輸出に向けた課題等についてアドバイスします。

(4) テストマーケティングの実施

関係省庁との協力の下、新興市場の開拓に向けて、海外での試食会等のテストマーケティングを実施します。

- 2. 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化** **42(42)百万円**
 事業者が迅速かつ容易に輸出先国の市場情報を把握できるよう、食品の店頭小売価格、表示等の規格、市場の状況等について調査を実施し、情報の蓄積と提供を行い、JETROの輸出相談機能を強化します。
- 3. 海外見本市への出展** **641(552)百万円**
 国別・品目別輸出戦略の重点国・地域において開催される海外見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者等と海外バイヤーとが直接商談できる機会を提供します。実施に当たっては、主要品目毎の輸出団体と連携するとともに、早期の準備を可能とするように措置します。
- 4. 国内商談会の開催** **81(81)百万円**
 国別・品目別輸出戦略の重点国・地域から、海外の有力なバイヤーを招聘して国内で商談会等を開催し、重点品目等の事業者の海外販路の開拓への支援を通じた輸出の裾野拡大を行います。
- 5. 海外商談会の開催** **71(71)百万円**
 国別・品目別輸出戦略の重点国・地域に輸出志向のある事業者が赴き、日本産食品の取引に関心を持つ現地のバイヤー（輸入業者、卸売業者、小売業者等）との商談会を行い、日本産品の海外での商流を拡大します。
- 6. 新興市場等におけるマーケティング拠点（インスタア・ショップ）の設置** **400(211)百万円**
 輸出拡大の可能性が高い国・地域を中心に、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本産品のPR等をするための海外拠点（インスタア・ショップ）を設置し、事業者の商品を試験販売し、現地の反応をフィードバックします。なお、クールジャパン発信拠点など他省庁が海外で実施する事業と連携するとともに、品目別輸出団体とも連携して実施します。
- 7. 海外連絡協議会の開催** **30(40)百万円**
 海外における日系食品関連企業が協力して、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決に向けて協議する海外連絡協議会を開催し、海外進出食品関連企業の事業展開を支援します。

〔 補助率：定額 〕
 〔 事業実施主体：JETRO 〕

<各省との連携>

○ 内閣官房、外務省、経済産業省及び観光庁

新興市場開拓に向けて、在外公館等と連携してテストマーケティングを実施するとともに、クールジャパンの発信の取組と連携してマーケティング拠点を運営し、事業者発掘から商談支援までの総合的なビジネスサポート体制を強化

○ 輸出に関する情報を知りたい・相談がしたい

・農林水産物・食品の輸出に関する各種相談に、ワンストップで対応できる窓口を設置します。また、輸出相談機能の強化に向け、海外での食品の店頭小売価格、表示等の規格、市場の状況等について調査し、提供します。(輸出相談窓口としてのワンストップステーション化)

・海外在住の専門家や課題別専門家(ハラール、地理的表示(GI)等)が、新興市場の開拓に向け、情報提供やアドバイスを行います。(海外プロモーター、課題別専門家の設置)

・食品輸出の専門家が、国内において事業者に対して、輸出に向けた課題等についてアドバイスすることで、新たな輸出事業者を育成します。(輸出プロモーターの設置)

・農林水産物・食品の輸出に必要な手続き、海外のバイヤーとの商談の仕方などについての基礎的な内容のほか、ハラール、HACCP、GI等個別のテーマについて、セミナー等を行います。(輸出事業セミナーの開催、商談スキル向上研修の実施)

○ 海外のバイヤーと商談がしたい

・輸出戦略の重点国・地域において開催される主要な「海外見本市」に設置した「ジャパンパビリオン」に出展し、多数の海外バイヤーと直接商談を行う機会を提供します。(海外見本市への出展)

・輸出戦略の重点国・地域で開催する「海外商談会」で、現地市場の状況を体感しつつ、日本産食品の取引に関心を持つ現地のバイヤーと直接商談を行う機会を提供します。(海外商談会の開催)

・輸出戦略の重点国・地域から日本産食品の取引に関心を持つバイヤーを日本に招聘して、生産現場の視察等を行いながら、国内で開催する商談会で直接商談を行う機会を提供します。(国内商談会の開催)



○ 海外で商品が売れるか試したい

・輸出拡大の可能性の高い国・地域を中心に、マーケティング拠点(インスタ・ショップ)を設置し、輸出に取り組む事業者の商品を試験販売し、現地の消費者の反応等をフィードバックします。(新興市場等におけるマーケティング拠点(インスタ・ショップ)の設置)

輸出の拡大
(平成32年までに輸出額1兆円を達成)

初心者から経験者まで、輸出に取り組む段階に応じたサポートを提供

相談・
セミナー受講

インスタ・ショップに
出品

海外商談会参加
見本市へ出展

商談成立
(輸出)

○ 海外に進出したが、現地の制度に困っている

・個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決を図る海外連絡協議会により、現地での事業展開を支援します。(海外連絡協議会の開催)

[お問い合わせ先:食料産業局輸出促進グループ (03-6744-7045)]